

# 令和6年度 技術情報第4号 たまねぎ 腐敗病

令和6年11月27日  
静岡県病虫害防除所長

**たまねぎ腐敗病が多発しているため、防除の徹底をお願いします。**

## 1 発生状況

- (1) 令和6年11月中旬の巡回調査では、タマネギにおける本病の平均発病株率は19.2%（平年0.1%）と、平年に比べ多く、過去10年で最も発生が多かった（図1）。
- (2) 病虫害防除員から本病の発生が平年より多いとの報告があった。
- (3) 本年は8月下旬から9月上旬にかけての長雨による育苗ほ場の冠水や、それに伴う苗の生育不良が報告されている。このため、育苗ほ場で感染・発病が助長され、定植後に感染が拡大したと考えられる。
- (4) 本病は1月以降発生が増加する（図2）。名古屋地方气象台によると、1か月予報（11月21日発表）では、気温、降水量ともにほぼ平年並であるため、本病の発生も平年と同様に増加すると考えられる。

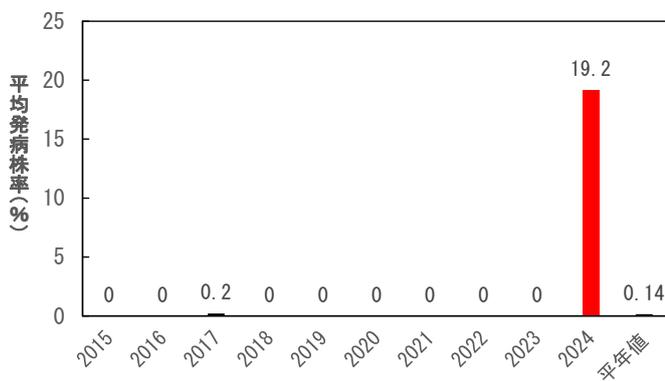


図1 11月におけるたまねぎ腐敗病の年度別平均発病株率（平年値は過去10年間の平均値）

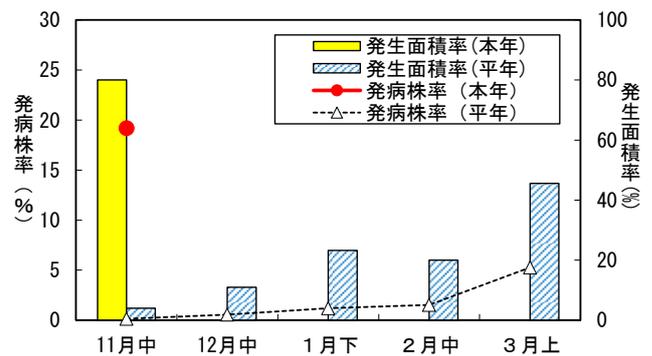


図2 令和6年度におけるたまねぎ腐敗病の発生推移（平年値は過去10年間の平均値）

## 2 防除方法

- (1) 本病は細菌病であり、強風雨等による傷口から侵入するため、強風雨の前後に薬剤散布を行い、予防や感染の拡大防止に努める。
- (2) ネギアザミウマによる食害も本病の感染を助長するため、発生に注意し、本種の防除を実施する。
- (3) 発病株は感染源となるため、速やかに抜き取り、ほ場外に持ち出し適切に処分する。
- (4) 葉身や鱗茎の過度の生育・肥大は本病の発生を助長するため、追肥は適切に行う。
- (5) 気温の上昇とともに被害が拡大することが予想されるため、収穫は例年よりも早めに行う。また、収穫は晴天時に行い、鱗茎を十分に乾燥させる。

- (6) 収穫後の植物残さは本病の伝染源となるため、1ヶ所にまとめ、ビニールで被覆し菌を死滅させるなどして適切に処分する。
- (7) 貯蔵する場合には、通風をよくして本病の発生を防ぐ。万一貯蔵中に発生した場合は伝染源となるため、発病した鱗茎を速やかに貯蔵場所から持ち出して適切に処分する。
- (8) 薬剤防除については、静岡県病害虫防除所による [「静岡県農薬安全使用指針・農作物病害虫防除基準」](#)を参照する。

### 3 防除上の注意点

- (1) ネギ、ラッキョウでも本病による病害発生の報告があるため、感染拡大に注意する。
- (2) 不明な点は、病害虫防除所、農林事務所等の指導機関に問い合わせる。

<参考資料>



図3 葉身及び葉鞘部位の病徴

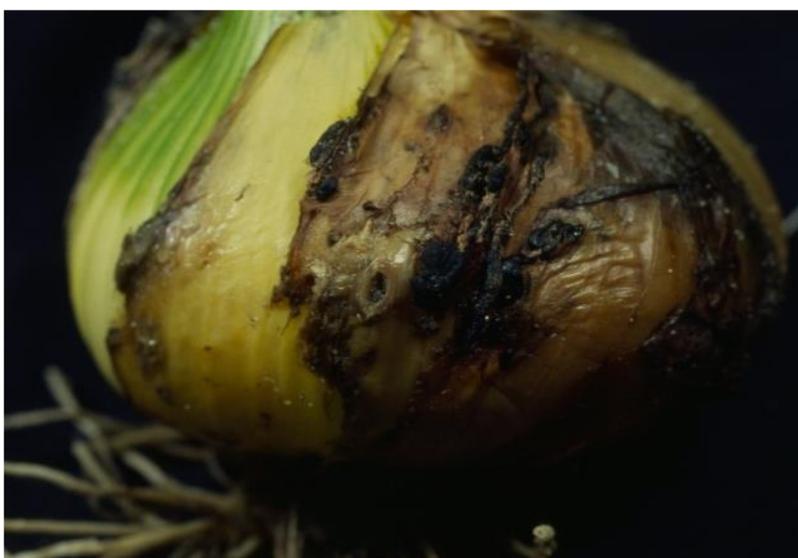


図4 鱗茎の被害

【問合せ先】静岡県病害虫防除所

〒438-0803 磐田市富丘 678-1 TEL 0538-36-1543 FAX 0538-33-0780

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/1058658/boujo/index.html>

